

# ほこみちエリアの活用ルール

## (目的)

第1条 本「ほこみちエリアの活用ルール（以下、「本ルール」という。）」道路法第四十八条の二十第1項に基づき歩行者利便増進道路（以下、「ほこみち」という。）に指定された市道三宮中央通り線における、ほこみち制度の適正な運営管理方法及びその具体的な取扱いについて規定した「歩行者利便増進道路運営管理規則（以下、「規則」という。）」に基づき、利便増進誘導区域（以下、「ほこみちエリア」という。）の活用方法について、定めるものである。

## (定義)

第2条 本規則における、用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 まち協 三宮中央通りまちづくり協議会のこと。ほこみちの指定に係る申請者であり、規則第5条に示す対象区域の道路占用者及び道路使用者となる。
- 二 道路管理者 道路法の適用を受ける道路（国道、県道、市町村道）等について、同法の規定に基づき道路の管理を行う者のこと。三宮中央通り線は神戸市道であり、その道路管理者は神戸市となる。
- 三 管轄警察署 三宮中央通り線を管轄する警察署は生田警察署となる。
- 四 まち協占用施設 道路法第三十三条第2項第3号に基づき歩行者の利便の増進に資するものとして、まち協が設置した歩行者利便増進施設等のことで、オープンカフェセットやマルチベース等のことを指します。
- 五 ほこみちエリア 道路法第三十三条第3項に基づき道路管理者がまち協占用施設の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した利便増進誘導区域のこと。
- 六 ほこみち利用者 まち協が規則第9条に規定するまち協占用施設を、規則第10条第1項に規定する団体又は個人に対して、まち協占用施設等を利用させることができる。その団体又は個人のこと。
- 七 施設管理者 まち協から選任され、対象区域の定期的な巡回点検等の実施や、ほこみち利用者への適正な指導または、規則第12条第5項に規定する各種申請手続きの実務等を行う物のこと。

## (対象区域)

第3条 ほこみちエリアは、別図に定める範囲とする。

## (歩行者利便増進施設等の利用)

第4条 ほこみち利用者は、次の各号に掲げる条件を満たしているとまち協が認定した団体又は個人とする。

- 一 地域のまちづくりに寄与するというほこみち制度の趣旨を理解している者であること
  - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する者又は団体でないこと
- 2 まち協は、ほこみち利用者が次の各号に該当する業種、商法、宣伝等を行う団体又は個人の場合には利用を許可しないものとする。
- 一 風俗、風俗関連
  - 二 消費者金融等の貸金業
  - 三 ギャンブル（パチンコや麻雀等）
  - 四 マルチ商法
  - 五 出会い系サイト
  - 六 政治宣伝（選挙運動期間は除く）
  - 七 その他、まち協でふさわしくないと判断したもの
- 3 ほこみち利用者からまち協占有施設の利用の申し出があった場合、まち協は事前審査の上、まち協役員会に諮り利用の決定を行う。
- 4 まち協は、ほこみち利用者の決定又は変更があった場合に、道路管理者に対してその住所、氏名、連絡先等を報告する。
- 5 ほこみち利用者がまち協占有施設の利用を中止する場合には、道路及び道路附属設備の原状回復及び路面清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用はほこみち利用者の負担とする。
- 6 道路管理者からまち協占有施設等の移設または除却命令があった場合、または、大雨や台風時などの異常気象が発生する場合や社会通念上まち協占有施設の設置やイベント実施を差し控えるべき状況があると道路管理者が判断した場合、まち協はほこみち利用者にまち協占有施設利用の中止を命令することができる。
- 7 前項の命令があった場合、ほこみち利用者は命令に従いまち協占有施設の撤去を行う。撤去に係る費用はほこみち利用者の負担とする。

（イベント等の実施）

第5条 ほこみち利用者がまち協占有施設を利用し地域の活性化や賑わいの創出等の観点からイベントを実施する場合は、ほこみち制度の趣旨を鑑み、次の各号に定める条件を満足するものとする。

- 一 沿道交通や歩行者の安全性に十分配慮した上で、まちづくりや景観の観点に留意したものと

すること

- 二 十分な運営ができる体制を整備すること
  - 三 まち協との共催とし、公共性の高い内容とすること
  - 四 まちづくり、景観の視点から、まち協が適すると判断したものであること
- 2 イベント等実施内容と沿道店舗の業種が類似する場合は、ほこみち利用者より該当する隣接沿道店舗に説明を行い、イベント実施の承認を得なければならない。
  - 3 次のイベント内容に係る各号に該当するイベントについては許可しないものとする。
    - 一 宗教、宗教団体の広告や布教を目的とするもの
    - 二 求人募集を目的とするもの
    - 三 その他、公共の場にふさわしくないとまち協が判断したもの
  - 4 ほこみち利用者は利用期間終了後に、道路及び道路附属設備の原状回復及び路面清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用はほこみち利用者の負担とする。
  - 5 本ルール第4条6項、7項に規定する場合によらない雨天時等のイベント実施の判断は、ほこみち利用者が行うものとする。

(利用申請手続き)

- 第6条 ほこみち利用者は、次の各号に定める書類をまち協に提出し、申請手続きを行うこととする。
- 一 申請書(別紙1)
  - 二 会社概要、団体概要
  - 三 占用内容が分かる資料(イベント実施概要等)
  - 四 警備計画
- 2 申請は、利用実施の3ヵ月前からとする。
  - 3 申請書が提出された日以降、最初に開催されるまち協役員会にて、申請内容が、本規則に則しているかを審議することとし、必要に応じてまち協役員会に申請者の出席を要請することができる。
  - 4 まち協は、前項の申請内容が地域の活性化や賑わいの創出に寄与するものと認められる場合には、別紙2の書面にて許可をすることとする。
  - 5 ほこみち利用者の必要な手続き(道路占用許可申請及び道路使用許可申請等)については、まち協が実施するものとする。ただし、イベント等を実施する場合に必要な管轄警察署との道路使用許可申請の事前協議についてはほこみち利用者を実施するものとする。

(ほこみち協力金)

- 第7条 ほこみち利用者はまち協に別表に定めるほこみち協力金を納めるものとし、次の各号に定める項目にほこみち協力金を充当することができる。

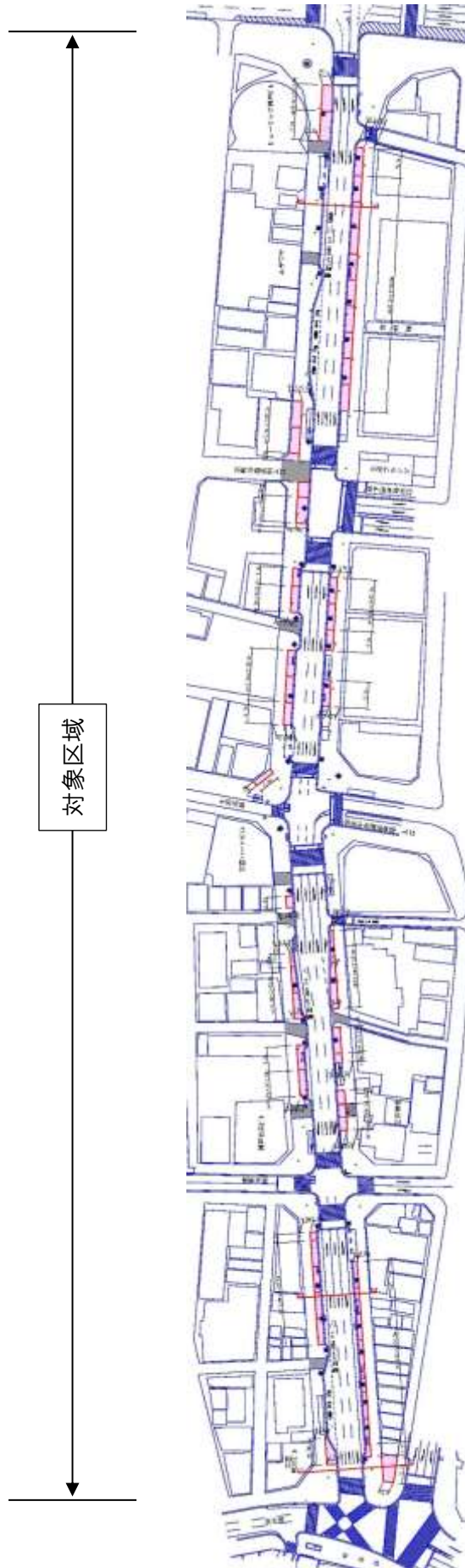
- 一 道路占用料（道路管理者）
  - 二 道路使用料（管轄警察署）
  - 三 対象区域内歩道路面を良好な状態に保つための日常の清掃及び軽微な補修に係る費用
  - 四 植栽の良好な維持管理に係る費用
  - 五 オープンカフェ等まち協が主催するイベント実施に係る費用
  - 六 その他、ほこみち制度の運用上、まち協で必要と判断したもの
- 2 ほこみち協力金に係る事業報告及び決算報告は、まち協が毎年開催している総会にて報告するものとし、ほこみち協力金の収支状況を公開するなど透明性を確保するものとする。
  - 3 ほこみち協力金の額については、毎年見直しを行うものとし、その額はまち協が毎年開催する定例総会にて決定するものとする。
  - 4 本ルール第4条6項に規定する命令によりほこみち利用の中止があった場合、まち協はほこみち協力金の一部をほこみち利用者に返還することができる。

## 付 則

（施行期日）

第1条 本ルールは、令和3年4月1日から施行することとする。

《別図》対象区域・ほこみちエリア



《別表》令和3年度ほこみち協力金

- ほこみち協力金の額については、毎年見直しを行います。

1. オープンカフェの場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料	8,000 円/㎡・年	飲食店のみ
各種申請料	まち協負担	

2. 短期的なイベントの場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料①	10,000 円/日	30 ㎡程度まで
利用料②	50,000 円/日	HITODE 交差点の場合
各種申請料	5,000 円	

3. 長期的なイベント等の場合

ほこみち協力金内訳	金額・単価	備考
利用料①	要相談	30 ㎡程度まで
利用料②	要相談	HITODE 交差点の場合
各種申請料	10,000 円	

## 歩行者利便増進道路運営管理規則に基づく まち協占用施設等利用申請書

年 月 日

三宮中央通りまちづくり協議会 御中

下記のとおり申請いたします。

申請者名		
住所		
責任者名		
担当者名		
連絡先	TEL	FAX

利用場所	
利用目的	
利用期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
提出書類 チェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書 (本紙) <input type="checkbox"/> 会社概要、団体概要 <input type="checkbox"/> 利用内容が分かる資料 (イベント実施概要等) <input type="checkbox"/> 警備計画

様

## 歩行者利便増進道路運営管理規則に基づく まち協占用施設等利用許可書

貴社より申請のあったまち協占用施設等利用について、下記の条件の下、利用を許可いたします。

### 記

1. 利用場所 :
2. 利用目的 :
3. 利用期間 :       年   月   日 (   ) ~       年   月   日 (   )
4. 利用条件 : 歩行者利便増進道路運営管理規則を遵守すること
5. 協力金の支払い : 請求書に記載の支払い期日を遵守すること

その他条件等

以上

年   月   日

神戸市中央区三宮町 3 丁目 1 番 4 号

三宮中央通りまちづくり協議会  
会長 永田 耕一                   印